

議案第 35 号

松阪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

松阪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

平成 28 年 2 月 18 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

松阪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。